

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 中海水質浄化対策推進

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

01 中海水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

中海に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、中海の水質保全を図る。

2 事業の内容

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成21年度には第5期計画(平成21～25年度)を新たに策定してより一層の水質保全施策を計画しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。そのため本計画の推進を図るとともに中海会議等で検討される水質改善方策についても取組む。

3 事業の現状及び課題

- (1) 第5期「中海に係る湖沼水質保全計画」に基づく施策評価など
- (2) 中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町及び国土交通省)における一層の水質改善の方策の検討
- (3) 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町)の運営
- (4) 住民参加型の水質調査等の実施
- (5) 海藻刈りによる栄養塩循環システムのモデル構築検討事業(島根県との連携事業)
- (7) 環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み
- (8) 米子湾の流動等調査等の実施

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 アサリが住める中海の浅場環境の保全に関する研究

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

02 アサリが住める中海の浅場環境の保全に関する研究

施策

1 事業の目的

中海の浅場の保全と有効活用を検討することを目的に、アサリの健全育成に必要な浅場の環境を解明した上で、望ましい浅場環境を持続的に保全するための管理法を提言する。

2 事業の内容

現地調査と実験を実施し、有用種アサリの健全育成に必要な浅場の環境を、特に浅場域で重要な生物環境に関して明らかにする。この結果から、アサリが住める浅場の保全法を生物環境の視点から提言する。

3 事業の現状及び課題

近年の中海の浅場では、従来注視されてきた水環境よりも生物環境の悪化が問題化している。その代表が、海藻とホトトギスガイの増殖による有用種の死滅である。しかし、生物環境の影響評価が過去に行われていないため、対策が遅れているのが現状である。したがって、浅場を有効活用するためには、まず生物環境の影響を把握することが課題となる。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 03 湖山池水質浄化対策推進

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

03 湖山池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 事業の内容

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

今まで、平成13年度に策定した第2期水質管理計画を推進してきたところであるが、水質環境基準の達成には至っていない。

このような背景のもと、平成22年度には、鳥取県と鳥取市で「湖山池会議」を設置して、湖山池の将来の望ましい姿(将来ビジョン)の検討を重ね、平成24年1月に「湖山池将来ビジョン」を策定した。この将来ビジョンに基づいて、高塩分化による汽水域再生への取り組みを平成23年3月にスタートさせたところである。

今後の更なる水質改善には、行政の取組だけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となるため、平成24年度は、地域住民の意見を踏まえた湖山池の将来の望ましい姿や住民から見てわかりやすく積極的な参加が期待できる新たな指標の検討などを含め、新たな第3期水質管理計画の策定に取り組んでいる。

3 事業の現状及び課題

- ・第2期「湖山池水質管理計画」(平成13~22年度)の評価と次期第3期計画策定に向けた取り組み
- ・鳥取県、鳥取市の協働設置の「湖山池会議」による各種湖山池浄化への取り組みの推進
- ・新たな水質浄化施策の検討など(ウェットランド造成検討など)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 湖山池漁場環境回復試験

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

04 湖山池漁場環境回復試験

施策

1 事業の目的

塩分導入による魚類への影響、水質の変化を把握するとともに、重要魚種の資源状況把握及び水産振興策としてのシジミ増殖策を検討する。

2 事業の内容

(1) 塩分導入影響調査

- 資源変動調査…小型定置網などにより魚類相、分布量の変動を把握し、塩分導入との関係を検討する。
- 環境調査…池内の水質(塩分・DO・水温)を測定し、塩分導入が湖内の環境へ与える影響を把握する。

(2) ヤマトシジミ増殖試験

湖内の塩分濃度上昇によりヤマトシジミ資源が創出される可能性が高まったことから、効率的なヤマトシジミ増殖策を検討する。

3 事業の現状及び課題

○塩分導入影響調査

魚類の種類数はこれまで若干増加傾向にあったがH22年、23年と減少した。水質は春から秋にかけて底層を中心に貧酸素水域が確認された。

湖内の塩分濃度が東郷池並になることから、魚介類・水質への影響を把握する必要がある。また、水質悪化が見られた場合は対応策が必要となる。

○ヤマトシジミ

- 池内で稚貝が育っていることが確認されたが、夏期以降に数が減少している。
- 漁業が可能となる資源を創出するためのシジミ増殖手法の開発が求められている。

連絡先

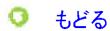
栽培漁業センタ一生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
[「栽培漁業センター」](#)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 05 湖山池の環境変化に備えた生物多様性・生態系評価



[もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

05 湖山池の環境変化に備えた生物多様性・生態系評価

施策

1 事業の目的

現在、湖山池を汽水湖として再生することが決定され、水門開放により近い将来に劇的な環境変化が予想される。その変化の中で生物多様性や生態系の変遷過程を的確に捉えて評価することで、今後の湖山池の望むべき姿を目指した施策に役立つ科学的知見を提供する。

2 事業の内容

現地実態調査・資料調査等から、湖山池の生物多様性・生態系評価手法を検討する。併せて、水門開放による湖山池の生物多様性や生態系の変遷について評価する。

3 事業の現状及び課題

湖山池では環境基準未達成の状況が継続するとともに、近年、ヒンの大繁茂、アオコの発生、カビ臭の発生等の問題が起こっている。これを受けて県と鳥取市は「湖山池将来ビジョン」を策定し、湖山池を汽水湖として再生させることを決定した。湖内の塩分濃度は東郷池並に管理されることとなつたが、水門開放後に実際に湖で起こる現象をシミュレーションすべて予測することは不可能であり、モニタリングを行い、検証する必要がある。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 06 地域自立活性化交付金事業(湖山池)

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

06 地域自立活性化交付金事業(湖山池)

施策

1 事業の目的

湖山池護岸に親水護岸を整備し、水辺に近づくことのできる親しみやすい湖山池を目指すとともに、底泥土の浚渫し景観改善や水質浄化を図り、良好な水辺空間の確保と保全に取り組む。

2 事業の内容



親水護岸

1 護岸工整備

福井地区で護岸整備を実施予定。

2 浚渫

湖山池に堆積している底泥土を浚渫し、汚濁負荷の低減を図る。

3 事業の現状及び課題

湖山池周辺のコンクリート護岸が老朽化し一部崩落などが見られ、特に冬期の季節風による波しぶきが背後住家へ飛散する問題も発生していた。

また、近年流域の宅地化等により、水質や水辺の景観が悪化している状況であった。
このため、平成20年度から景観改善・水質浄化対策として護岸整備を進めている。

連絡先

県土整備部河川課 計画担当 電話0857-26-7374

参考URL

鳥取県県土整備部河川課のwebサイトより

「河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 07 東郷池水質浄化対策推進

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

07 東郷池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 事業の内容

東郷池の水質保全を図るため、從来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種水質保全施策を推進する必要があり、これらの取り組みを推し進めるために平成23年度には、「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」を見直し策定した。

3 事業の現状及び課題

- ・第1期「東郷池水質管理計画」(平成18~27年度)の推進
- ・「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム(第2期)」(平成23年度策定)の普及・啓発
- ・環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=2022>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → [08 ラムサール条約推進事業](#)

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

08 ラムサール条約推進事業

施策

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録(H17.11.8)された。平成22年は、国際生物多様性年であるとともに、ラムサール条約湿地登録5周年を迎える年である。また、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に引き継ぐ協定を締結したスタートの年であった。

本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用(ワיזユース)」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1) こどもラムサール全国湿地交流会

○概要

・平成19年度に中海・宍道湖で「全国大会」を実施し、平成22年度は「ラムサール条約5周年記念事業」を鳥取・島根で連携して実施し、平成23年度は全国の湿地(谷津干潟、琵琶湖、豊岡)⇒「コウノトリの飛行ルート」からこどもたちを招聘し、中海・宍道湖のこどもたちと交流を実施。

・交流を単発で終わらせないため、次世代を担うリーダー育成を目的として、平成23年度の招聘湿地へ中海・宍道湖のこどもたちを派遣し、交流を図る。

派遣先	内 容	派遣人数
豊岡(コウノトリの郷) (H24.6 条約登録予定)	平成 24 年 10 月 6 日(土) ～ 7 日(日) バス移動・ジオパーク	40 名程度 (ゴビウス 15 名、米子水鳥公園 20 名、 指導者等 5 名)
谷津干潟 (都会の自然体験)	平成 24 年 9 月 15(土) ～ 17 日(日) 飛行機移動	こども 6 名程度 大人 3 ～ 4 名程度

※ こどもの対象者は、湿地に関する活動を実践する小学校中学年から高学年程度の児童

(2) ラムサール条約リレーションポジウム

○宍道湖でのシジミの減や中海でのサルボウの復活など宍道湖・中海の水産資源をめぐる話題、動きを踏まえ、H24は両湖の「恵み」をキーワードにリレーシンポを設定する。

○テーマの候補：「中海・宍道湖の生態系と水産資源」

水産資源の現況の説明や実際に両湖の恵みを食する機会を提供することで、湿地生態系の維持と賢明な利用を考える。

こどもたちを中心とするシンポ設定も検討する。

○鳥取県は、マンガ王国をPRするよう「コハクチョウ、ガン、カモ、アサリ、サルボウ等」の生物のイラスト作成するプログラムを取り入れる。

※国際マンガ博 8/4~11/25、国際マンガ博(西部会場)

※マンガサミット11/7~11/11、国際マンガ博(西部会場)に併せて実施するよう調整

開催月	主査県	場所(予定)	テーマ(全て候補)	講師候補等
7/27(金)	鳥取県	サルボウ・アサリ	クルージング・むきばんだ史跡公園	
8月〇日	島根県	しじみ	宍道湖と水産資源その1	
9/15(土)-17 10/6(土)-7	島根県	コウノトリの里・ 豊岡等へ派遣	こどもラム サール派遣 交流	派遣先湿地等の指導者
10月〇日	島根県	しじみ	宍道湖と水産資源その2	
11/10(土)	鳥取県	コハクチョウ等	マンガ・イラスト教室	※マンガ家なすび
12/15(土)	鳥取県	米子市or境港市	両県合同シンポ	さかなクン 東御池シンポ第1候補12/22 (土)、第2候補12/16(日)

(3) 中海・宍道湖一斉清掃

○ H18年度から、両県関係自治体が連携実施

○ H24年度は米子市(湊山親水護岸)をメイン会場に、両県合同の開始式を行う

(H18:松江市、H19:米子市、H20:安来市、H21:境港市、H22:東出雲町、H23:松江市)

3 事業の現状及び課題

(1) ラムサール条約湿地への登録

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用(ワיזドース)」を推進していくことが、求められている。

※2010年2月2日現在、締約国159ヶ国、登録湿地数1,886ヶ所、日本国内は37箇所。

◎中海の賢明な利用とは

「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用していくことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。

(2) 中海における現状や課題

○中海は、堤防開削、自然再生、漁業、治水など、様々な分野で問題を抱えており、水質改善だけでなく、全体的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協働により対処することが必要。

○平成22年4月22日、中海会議が設置され、2省2県4市町(国(国土交通省、農林水産省)、県(島根県、鳥取県)、市町(米子市、境港市、松江市、安来市、東出雲町)が構成員となり、①堤防、護岸整備、②水質及び流動、③農地の排水不良、④利活用 等を協議していくこととなった。

○平成21年度末、第5期湖沼水質保全計画の策定し、長期ビジョン(およそ25年後の中海の望ましい将来像)について、個々の数値で表現するのではなく、水中から水辺にいたるまでの理想的な姿や周辺の景観などのマッチングなど、トータルな姿として設定したところ。

○中海会議の設置により、これまでのNPO団体などを中心とした粘り強い取り組みの継続やアマモ造成等事業への新たな支援により、中海において行動を起こす気運は、高まりつつある。

連絡先

参考URL

鳥取県生活環境部のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45826>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 09 湖沼汚濁機構解明に資する新モニタリング手法(リモートセンシング)の開発

● [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

09 湖沼汚濁機構解明に資する新モニタリング手法(リモートセンシング)の開発

施策

1 事業の目的

県内湖沼における広域的な(全湖レベルでの)汚濁状況を把握できる衛星モニタリング手法を開発し、汚濁源の特定や各種対策に応用する。

2 事業の内容

衛星画像の処理技術を使用して現地データとの補正を行い、従来の現地調査では得られなかった面的、広域的なプランクトンや水生植物の発生状況を全湖レベルで可視化する。

3 事業の現状及び課題

植物プランクトンの異常発生やヒシの分布域拡大は湖沼問題であるが、これらの広域的な発生状況(発生源・ホットスポット等)が把握できておらず、このことが対策の遅れの一因となっているのが現状である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 鳥獣被害総合対策事業

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

01 鳥獣被害総合対策事業

施策

1 事業の目的

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1)侵入を防ぐ対策
 - (2)個体数を減らす対策
 - (3)周辺環境を改善する対策
- を総合的に支援する。

2 事業の内容

(1)侵入を防ぐ対策

侵入防止柵などの設置を支援

(2)個体数を減らす対策

捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援

(3)周辺環境を改善する対策

農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹のもぎ取り等を支援

3 事業の現状及び課題

(1)イノシシ・ヌートリア・カラスなどの野生鳥獣による農林産物等のH23年度(12月末現在)被害額は、6,078万円で、前年同期比の60%で微増。

ア 新規被害発生地域・対策遅延地域などにおいて、イノシシ・ヌートリア・シカ等の被害が増加している

イ シカ・ヌートリア・アライグマ等の生息域が拡大しつつあり、被害が増加傾向にある。

(2)ヌートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を目指した対策が必要とされている。

(3)シカの生息域拡大、個体数増加による農林産物等への被害増加に加えて、氷ノ山等において希少な高山植物への食害が確認されており、生態系等への影響が顕在化している。

(4)耕作放棄地の増加、里地・里山における管理されていない竹林や人工林が増加しているため、野生鳥獣が農地に接近しやすい環境にある。

(5)有害鳥獣の担い手となっている狩猟者が減少・高齢化しつつある。

(6)野生鳥獣による農林産物等への被害は、営農意欲の減退や中山間地域における定住意欲の低下にもつながる深刻な問題である。

(7)「人と野生動物との棲み分けによる共存」を目指した対策が必要であり、各地域に対策技術の指導・助言・実行できる人材の育成が重要である。

連絡先

農林水産部 生産振興課 鳥獣被害対策担当 電話0857-26-7293

参考URL

鳥取県 生産振興課のwebサイトより

「農作物の鳥獣被害対策に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=35035>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 特定鳥獣保護管理事業

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

02 特定鳥獣保護管理事業

施策

1 事業の目的

個体数が増加して農林業被害や生態系被害が増加しているイノシシ・ニホンジカ・カワウ等及び個体数が減少して絶滅のおそれがあるツキノワグマ等について、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行い、被害軽減、保護等を推進する。

2 事業の内容

本年度は、昨年度人身被害が発生したツキノワグマについては、保護管理計画を前倒しで見直しを行うほか、捕獲者養成を充実させ農林業被害や生態系被害防止に努める。

(1)保護管理計画検証のための検討会の開催等

生息状況等調査(継続)を実施し、その調査結果に基づき保護管理検討会を開催し計画を検証する。

(2)生息状況調査の実施

生息情報、被害情報の整理及び行動分析を専門機関に委託等して実施する。

(3)カワウ生息実態調査の実施

県内のカワウの生息数を調査し、各種対策の基礎資料とするほか、保護管理計画策定の是非を検討していく。

(4)捕獲者の養成

イノシシ、ニホンジカ等の個体数調整等を担う狩猟免許者の確保対策を実施。

*特に狩猟免許を取得のための講習会等を開催する。

(5)ツキノワグマ対策の推進

ア ツキノワグマ追跡調査員(非常勤職員)を配置し、学習放獣の効果確認のため、電波発信器による行動把握を行う。

イ 錯誤捕獲及び学習放獣を前提とした捕獲個体に人等への嫌悪感を与える学習放獣を実施する。

ウ 遭遇回避対策として、以下の事業を引き続き実施する。

(ア)遭遇回避総合対策事業

クマ対策学習会開催、追い払い体制整備等、住民の安全・安心を確保するための補助を実施

(イ)ツキノワグマ追い払い犬実証事業

人家近くに出没するクマに対し、イヌを用いた追い払い等を行い、その有効性を実証する(H21~H23)

(ウ)堅果類豊凶実態把握事業(H23~)

ツキノワグマの秋のエサであるブナ科堅果類の結実状況を把握して、出没予想をたてるとともに、早期に出没対策を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)イノシシ・ニホンジカ

○イノシシによる農林作物被害を減少させるためには、物理的な被害防止対策を行うとともにイノシシを捕獲し、個体数を減

少させが必要。

○ニホンジカについても個体数の増加が予想され、国定公園氷ノ山内での希少植物（サンカヨウ）などに食害が発生するなどしている。このため当面の対策として、氷ノ山の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設置によりサンカヨウ群落を保全し、くくりわな設置によりシカを捕獲する。

また、平成23年度に氷ノ山後山那岐山国定公園全体の状況を把握するための調査を実施する。この調査結果に基づき、平成24年度には生態系維持回復事業計画策定作業に着手し、平成26年度以降に生態系維持回復事業による抜本対策を推進する予定。

・当面の対策 電気柵設置・くくりワナ設置

・抜本対策のための調査 植生被害状況・シカ生息状況調査

○しかしながら、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年の約4割に減少し、60歳以上が66%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足状況。

(2)ツキノワグマ

○県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心に200頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ることとしている。

○しかしながら、昨年は人身被害が発生するなど個体数の増加も予想されることから、個体数把握などの検証を行った上で、平成23年度の早い時期に保護管理計画の見直しに着手したい。

(3)カワウ

○近年、内水面漁業関係者から被害対策の要望が寄せられ、環境への影響も懸念される。また、県内で新たな繁殖地も確認された。

○このため現在、広域での連携した対策を行う動きがある。

○対策を行う上でも基礎となる県内の生息実態を把握していくことが必要となっている。

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 03 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

03 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業の内容

- (1) 狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会を実施する。
- (2) 狩猟者登録事務の実施。
- (3) 野生鳥獣の保護及び適正狩猟を推進するため、必要な措置を行う。
- (4) 鳥獣保護のため、鳥獣保護区、特定獣具使用禁止区域等を指定し、設置した標識の管理を行う。

3 事業の現状及び課題

野生鳥獣と人間社会との軋轢や希少野生動物保護の問題を背景に、種の保護管理の一端を担う捕獲者の養成を図る観点からも、狩猟制度の管理・運営を行う必要性は高い。

しかしながら、狩猟者の減少・高齢化が顕著であり、狩猟者確保が喫緊の課題となっている。

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「野生動植物」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 04 野生動物ふれあい推進事業

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

04 野生動物ふれあい推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(H23環境省告示)及び「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき、傷病鳥獣の救護等の各種事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 傷病鳥獣の救護

負傷、衰弱、幼少等の原因で収容された野生鳥獣の自然界への復帰を目指して、動物病院等に治療を委託する。

(2) 愛鳥モデル校の指定・育成

野鳥保護教育の取組が盛んな小中学校を愛鳥モデル校に指定し、授業等で野鳥の巣箱や愛鳥週間ポスターの作成、野鳥観察会、野鳥学習会等を行うのに要する経費を助成する。

(3) 愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催

鳥獣愛護の精神涵養に資するため、愛鳥週間用ポスター原画募集の全国コンクールに併せて、県主催の図案コンクールや、野鳥の巣箱コンクールを実施する。

(4) 鳥獣生息状況等の調査

鳥獣保護区等での鳥獣生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリ及び猛禽類の生息状況等を把握するため、委託により調査を実施する。

3 事業の現状及び課題

○傷病鳥獣の救護を行うことにより、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や、環境のモニタリングに資することができるが、救護期間の長期化や救護経費の増加に対応するため、今年度より救護対象鳥獣の限定と、治療期間の基準を明確化する。

○愛鳥活動をとおして、子供たちの自然環境保全意識の普及と愛鳥思想の高揚を図るとともに、コンクール開催を広く世間に広報し、県民の野生鳥類に対する保護思想の普及を図る。

このため、愛鳥モデル校の指定は重要であり、今後も指定校増への取組を継続する。○傷病鳥獣の救護を行うことにより、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や、環境のモニタリングに資することができるが、救護期間の長期化や救護経費の増加に対応するため、今年度より救護対象鳥獣の限定と、治療期間の基準を明確化する。

○愛鳥活動をとおして、子供たちの自然環境保全意識の普及と愛鳥思想の高揚を図るとともに、コンクール開催を広く世間に広報し、県民の野生鳥類に対する保護思想の普及を図る。

このため、愛鳥モデル校の指定は重要であり、今後も指定校増への取組を継続する。

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「平成21年度愛鳥週間ポスターの入賞者」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=105434>

「愛鳥モデル校」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 内水面資源生態調査

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

05 内水面資源生態調査

施策

1 事業の目的

- 河川の重要な魚種であるアユの資源状況を把握し、アユ資源回復プランの効果を検証するとともに、不漁の原因究明および対策を検討する
- 遺伝的多様性に配慮した放流に頼らない増殖手法を推進するため、漁協等と協働で渓流魚の人工産卵場を造成し、産卵効果を検証する
- ミトコンドリアDNA分析による在来個体群の生息域推定を行い、在来魚保全ゾーンとしての活用や、人工産卵場造成推進のためのデータとする

2 事業の内容

- (1)天神川、日野川および千代川におけるアユ資源生態調査および不漁原因解明調査
- (2)渓流魚の人工産卵場造成、在来個体群推定生息域に生息する渓流魚のミトコンドリアDNA分析

3 事業の現状及び課題

- アユについては、「資源回復プラン」に基づき施策等が実施されているが不漁が継続。不漁原因を明らかにする必要がある
- 渓流魚については、「生態系に配慮した増殖指針」(H22年水産庁)が示されており、本県でも本指針を推進していくため、効果を検証していく必要がある



連絡先

栽培漁業センタ一生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより

「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 06 大山オオタカの森保全事業

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

06 大山オオタカの森保全事業

施策

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

(1) 営巣環境整備事業

- ア マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除
- イ 営巣に適したアカマツの大径木を育成するための立木密度調整
- ウ 飛翔空間確保のためにマツの樹冠下の垂高木(広葉樹)を伐採
- エ オオタカの狩り場確保のためのバッチ(広場)作り

(2) 下草刈り等管理業務

- ア 観察路等の草刈
- イ 標識・看板等の点検清掃

(3) 森林内環境モニタリング調査

- ア 植物調査
- イ 鳥類調査
- ウ オオタカの生息調査

3 事業の現状及び課題

平成13年に県が土地を取得後、条例の設置、観察路等の整備を行い、平成18年から計画的にオオタカの営巣環境に適した森林整備を継続実施している。

自然保護意識の啓発の場等としてのPRも重要なが、オオタカの生息に配慮しない多数の利用は禁物で、保護と利用のバランス調整が難題。

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課
動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 07 外来種防除事業

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

07 外来種防除事業

施策

1 事業の目的

外来生物法などに基づき、鳥取県外来種検討委員会で、外来種への生息・生育、被害の現状及び防除方法等を検討し明らかにするとともに、効果的な防除方法の開発・実証、県民との協同により防除の推進を図る。

2 事業の内容

(1) 検討委員会による外来種の防除に係る検討

生息・生育状況等の把握、防除方法の検討を行うため、学識経験者等による検討委員会を設置する。

(2) 生物多様性保全重点水域の設定

湖沼・河川等で自然環境の希少性等を考慮して、当該地の環境保全を目的とした水域を設定し、下記の取り組みを行う。
(鳥取市多鰐ヶ池など)

ア 委託により生物現況調査を行い、外来魚が及ぼす影響を把握する。

イ 電気ショッカーを利用した外来魚の駆除を実施する。

(3) 外来生物捕獲技術講習会

狩猟者の養成講習や捕獲を行うための講習に併せて、外来生物防除の講習会を併せて実施する。

3 事業の現状及び課題

(1) 外来種による在来種の捕食(ブラックバス等)、生態系の破壊、農林水産業、人の生命等への影響が深刻化しつつある。

(2) 本県では、平成18外来生物実態調査の結果から、特定外来生物5種(ヌートリア、アライグマ、ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギク)について重点的対策に取り組むこととした。

(3) 農林水産業被害の防止に向けて、農林水産部と連携したヌートリア、アライグマの防除推進

*防除実施計画に基づく取組

(4) ため池における外来魚防除の試行的実施

*電気ショッカーによるブラックバスの駆除実験を本年度も継続実施する。

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 08 希少野生動植物保護対策事業

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

08 希少野生動植物保護対策事業

施策

1 事業の目的

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を県民との協働により実施する。

2 事業の内容

(1)「希少野生動植物」、「特定希少野生動植物」の指定見直し

平成21～22年度にかけて行ったRDB改訂作業でとりまとめられた「新レッドリスト」を基に、条例に基づく希少種等の種の指定を見直す検討会を開催する。

(2)特定希少野生動植物41種について各保護管理計画に基づき、保護管理事業を実施する。

区分	内容	備考
保護型(28種)	モニタリング調査	人による積極的な管理を必要としないが、生育(繁殖)状況の把握のためモニタリング調査が必要な種。(スキラン、タキミシダ、エゾカラナデシコ等)
管理型(13種)	保護管理団体による保護管理事業	生育地周辺の草刈など、人による積極的な管理が必要な種。(コアシザシ、オオエゾテンダ、オキナガサ等)

(3)生物多様性GISシステムの保守管理

- ・システム運用サポート
- ・簡易解析、データの追加保守

3 事業の現状及び課題

特定希少野生動植物の保護や保全に資するため、生息状況のモニタリングや生息地の管理(草刈等)を実施する保護団体数の増加に向けた団体の掘り起こしを行ってきた。

しかしながら、保護団体数が伸び悩んでおり、H22年度から実施しているRDB(レッドデータブック)改訂作業を踏まえて、新たな希少野生動植物の保護管理団体の掘り起こしに努める必要がある。

連絡先

生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

「希少野生動植物の保護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95767>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) -09 里地里山環境再生総合対策事業(集落型里山林整備モデル事業)

④ [もどる](#)

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

09 里地里山環境再生総合対策事業(集落型里山林整備モデル事業)

施策

1 事業の目的

放置され荒廃した里山の公益的機能や景観を向上させるため、集落等が主体となって取組を行い、里山林の環境整備を図る。

2 事業の内容

- (1)鎮守の森等整備事業(修景林整備事業)
 - ・景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等)
- (2)集落周辺整備事業
 - ・簡易施設(展望台、木製ベンチ、木製標識の設置等)
 - ・作業道の整備(散策路、歩道等)
- (3)鳥獣防止緩衝帯整備事業
 - ・森林内における刈り払い、除伐等
- (4)里山復活対策事業
 - ・防竹帯の整備
 - ・里山資源活用推進(竹等の利活用に必要な薪割機、炭窯等の整備)
 - ・ナラ枯れ対策(粘着バンド設置)

3 事業の現状及び課題

中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあるため、以下の問題が発生している。

- ア 植物の生息・生育環境の質の低下:里地里山の環境に依存する動植物種の衰退・喪失
- イ 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化:クマの大量出没、イノシシやニホンジカによる鳥獣被害の発生
- ウ 景観や国土保全機能の低下:耕作放棄、ナラ枯れ、竹林拡大による生物多様性や公益的機能の低下
- エ 管理の担い手の活力低下:人口の減少や高齢化による管理者の不足

このため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、地域における自然環境意識の醸成等を図る必要がある。

事業実施の流れ



連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林・林業総室」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>